

令和6年度全国高等学校総合体育大会

佐賀県準備委員会 設立総会・第1回総会



2024

期日：令和4年7月22日（金）

時間：10:30～12:00

場所：佐賀県庁新館4階 特別会議室

目 次

〈設立総会〉

報告事項 1	全国高等学校総合体育大会（夏季大会）の概要	P2
報告事項 2	令和 6 年度全国高等学校総合体育大会の概要	P4
報告事項 3	佐賀県開催の準備経過	P5
第 1 号議案	令和 6 年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県準備委員会会則（案）	P7

〈第 1 回総会〉

報告事項 1	令和 6 年度全国高等学校総合体育大会北部九州ブロック 開催基本方針	P11
報告事項 2	令和 6 年度全国高等学校総合体育大会「大会愛称・ スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案」	P12
報告事項 3	令和 6 年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会 日程・競技会場の調整状況	P14
第 1 号議案	令和 6 年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県開催基本構想（案）	P16
第 2 号議案	令和 6 年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県開催年次別業務推進計画（案）	P23
第 3 号議案	令和 6 年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県準備委員会専門委員会への付託事項（案）	P24

参考資料

①	全国高等学校総合体育大会開催基準要項	P26
②	令和 6 年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県準備委員会事務局名簿	P37

設立総会

次 第

- 1 開 会
- 2 県教育長挨拶
- 3 報 告
 - 報告事項1 全国高等学校総合体育大会（夏季大会）の概要
 - 報告事項2 令和6年度全国高等学校総合体育大会の概要
 - 報告事項3 佐賀県開催の準備経過
- 4 議 事
 - 第1号議案 令和6年度全国高等学校総合体育大会
佐賀県準備委員会会則（案）
- 5 閉 会

全国高等学校総合体育大会（夏季大会）の概要**1 目的**

大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

2 主催等**(1) 主催**

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）、開催地都道府県、同教育委員会、関係中央競技団体

※ 競技種目別大会は、上記の他に会場地市町村及び同教育委員会を加えることができる。

(2) 共催

読売新聞社

(3) 後援

スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会、日本放送協会

※ 競技種目別大会は、上記の他に開催地都道府県スポーツ（体育）協会及び会場地市町村スポーツ（体育）協会等を加えることができる。

(4) 主管

競技種目別大会の主管は、全国高体連当該専門部、開催地都道府県高等学校体育連盟、関係都道府県競技団体

3 大会の経緯

- ・全国高等学校体育連盟（昭和23年発足）が、全国各地で個別に開催していた競技種目別選手権大会を昭和38年度の新潟大会から統合し、「全国高等学校総合体育大会」として開催することとなった。
- ・佐賀県では、平成19年度に「2007 青春・佐賀総体」を開催した。
- ・平成22年度の沖縄県開催をもって、全国を一巡し、二巡目となる平成23年度から開催地の財政負担を平準化するため、全国を3地域9ブロックに分け、原則として輪番でブロック開催することになった。
- ・北部九州ブロックでは、平成25年度に「2013 未来をつなぐ 北部九州総体」を開催した。（佐賀県開催8競技9種目）

4 大会開催時期

8月1日から12日まで及び16日から20日までの間を原則とする。

5 大会の内容及び参加者数**(1) 大会の内容**

30競技を行う。

※ サッカー男子は令和6年度から福島県にて固定開催、同女子については令和6年度と令和7年度は北海道にて固定開催。

※ ヨットは平成27年度から令和6年度までの間、和歌山県にて固定開催。

(2) 過去の関係大会参加者数（選手・監督等）・観客数〈参考〉

(単位：人)

ア 平成19年度全国高等学校総合体育大会の実績

大会愛称	選手	監督等	合計	観客数 (延数)
2007 青春・佐賀総体	26,618	7,235	33,853	538,804

イ 平成25年度全国高等学校総合体育大会の実績

大会愛称	選手	監督等	合計	観客数 (延数)
2013 未来をつなぐ 北部九州総体	27,656	7,430	35,086	589,550

ウ 令和元年度全国高等学校総合体育大会の実績

大会愛称	選手	監督等	合計	観客数 (延数)
感動は無限大 南部九州総体 2019	28,046	8,237	36,283	473,208

令和6年度全国高等学校総合体育大会の概要

- 1 北部九州4県（佐賀県・福岡県・長崎県・大分県）で開催する。
- 2 福岡県が総合開会式などの式典行事を担い、式典以外の競技種目別大会を4県で分担して開催する。
- 3 佐賀県は6競技6種目を開催する。
- 4 各県開催競技種目

佐賀県 (6競技)	水泳(競泳) バドミントン レスリング ボクシング フェンシング 少林寺拳法
福岡県 (6競技)	陸上競技 体操(体操競技・新体操) バスケットボール ハンドボール 登山 自転車競技(トラック) ※総合開会式
長崎県 (9競技)	卓球 ソフトテニス ソフトボール ボート 弓道 ホッケー ウエイトリフティング 空手道 アーチェリー
大分県 (9競技)	水泳(飛込・水球) バレーボール 相撲 柔道 剣道 テニス 自転車競技(ロード) なぎなた カヌー

【北部九州ブロック外開催(固定開催)】

- サッカー : 男子 = 福島県、女子 = 北海道
ヨット : 和歌山県

- 5 佐賀県開催競技種目の「令和元年度全国高等学校総合体育大会」における参加者数・観客数

(単位:人)

競技種目数	選手		監督等	合計	観客数 (延数)
	男子	女子			
水泳(競泳)	948	829	968	2,745	5,518
バドミントン	405	426	272	1,103	19,200
レスリング	861	119	263	1,243	7,500
ボクシング	299		93	392	9,000
フェンシング	303	283	232	818	5,000
少林寺拳法	355	320	260	935	3,300
合計	3,171	1,977	2,088	7,236	49,518

佐賀県開催の準備経過

年 月 日	準 備 経 過 の 概 要
令和元年 9月17日	九州高等学校体育連盟（以下「九州高体連」という。）第1回準備委員会 ・令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「令和6年度全国高校総体」という。）の各県開催競技種目等について、第13回準備委員会まで継続協議
10月14日	九州高体連第2回準備委員会
11月14日	九州高体連第3回準備委員会
12月 3日	九州高体連第4回準備委員会
令和2年 1月23日	九州高体連第5回準備委員会
2月28日	九州高体連第6回準備委員会
6月17日	九州高体連第7回準備委員会
7月16日	公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）から令和6年度全国高校総体の開催依頼を受ける
8月19日	北部九州4県主管課連絡協議会 ・各県進捗状況の報告及び今後のスケジュール確認等
10月 8日	九州高体連第8回準備委員会
10月23日	九州高体連第9回準備委員会
11月19日	九州高体連第10回準備委員会
令和3年 2月 5日	九州高体連第11回準備委員会
2月26日	九州高体連第12回準備委員会
3月15日	九州高体連第13回準備委員会
5月11日	第1回北部九州ブロック担当者会（Web会議） ・各県推進体制整備計画の報告等
6月15日	令和6年度全国高校総体の開催競技種目について、知事及び教育長から承諾を得る
7月 2日	第1回北部九州ブロック連絡協議会（Web会議） ・大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案（以下「大会愛称等」という。）の募集方法等について協議
8月 3日	全国高体連へ開催承諾書を提出
9月 1日	第2回北部九州ブロック連絡協議会（Web会議） ・北部九州ブロック開催基本方針（案）について合意

年 月 日	準 備 経 過 の 概 要
9月 6日	北部九州ブロック4県の開催承諾書が全国高体連に受領され、令和6年度全国高校総体を北部九州ブロックで開催されることが正式に決定
9月10日	九州高体連臨時理事会 ・各県開催競技種目が決定
9月13日	令和6年度全国高校総体が北部九州ブロック4県(佐賀県・福岡県・長崎県・大分県)で開催されることを公表
10月 6日	全国高体連へ北部九州ブロック4県の開催競技種目一覧を提出
10月 7日	令和6年度全国高校総体の各県開催競技種目を公表
10月22日	定例教育委員会 ・令和6年度全国高校総体の概要を説明
11月 1日	大会愛称等の募集開始
11月24日	第3回北部九州ブロック連絡協議会(Web会議) ・北部九州ブロック4県共通作成物等について協議
令和4年 1月17日	大会愛称等の募集締切
2月16日	大会愛称等一次選考会 (於 佐賀東高等学校)
3月16日	大会愛称等二次(最終)選考会 (於 福岡県庁)
4月 1日	佐賀県教育庁保健体育課内に北部九州総体準備担当を設置
4月11日	全国高体連第1回全国高校総体検討委員会(Web会議) ・全国高体連第1回全国高校総体中央委員会の内容審議
4月26日	全国高体連第1回全国高校総体中央委員会(Web会議) ・北部九州ブロック開催基本方針等について承認 ・大会愛称等について報告
5月17日	第2回北部九州ブロック担当者会(Web会議) ・大会愛称等ガイドライン等について協議
5月18日	大会愛称等佐賀県受賞者表彰式 (於 佐賀県庁)
5月20日	定例教育委員会 ・大会愛称等について報告

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備委員会会則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の開催に関する諸準備を行うため、令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（事業）

第2条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な基本構想の策定に関すること。
- (2) 競技種目別大会に関すること。
- (3) 大会開催に必要な競技施設・設備等に関すること。
- (4) 佐賀県、佐賀県教育委員会、佐賀県高等学校体育連盟、市町、市町教育委員会、（公財）佐賀県スポーツ協会等関係団体との連携に関すること。
- (5) 佐賀県実行委員会の設立に関すること。
- (6) 前各号のほか、大会開催準備に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第3条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから、会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 佐賀県及び佐賀県教育委員会並びに市町及び市町教育委員会の役職にある者。
 - (2) 佐賀県高等学校体育連盟、（公財）佐賀県スポーツ協会及び関係競技団体並びに関係機関・団体の役職にある者。
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者。
- 2 前項第1号及び第2号の委員に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。
- 3 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第4条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

（役員を選任）

第5条 会長は、佐賀県教育委員会教育長をもって充てる。

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

（役員の職務）

第6条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（任期）

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時の機関及び団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、前項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 専門委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会開催の基本構想等に関する事。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) その他準備委員会の運営に係る重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、決議することができない。ただし、総会に出席できない場合は、電子媒体を通じて参加ができるほか、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 前5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、書面又は電子メールにより総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(専門委員会)

第10条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、総会から付託された事項について調査・審議し、その結果を総会に報告する。
- 3 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第11条 会長は、総会を開催するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 準備委員会の事務を処理するため、佐賀県教育庁保健体育課内に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 補則

(会長への委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年7月22日から施行する。



佐賀県高等学校体育連盟
マスコットキャラクター
かちまる

第1回総会

次 第

1 開 会

2 報 告

報告事項 1 令和 6 年度全国高等学校総合体育大会北部九州ブロック
開催基本方針

報告事項 2 令和 6 年度全国高等学校総合体育大会「大会愛称・スローガン・
シンボルマーク・総合ポスター図案」

報告事項 3 令和 6 年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会
日程・競技会場の調整状況

3 議 事

第 1 号議案 令和 6 年度全国高等学校総合体育大会
佐賀県開催基本構想（案）

第 2 号議案 令和 6 年度全国高等学校総合体育大会
佐賀県開催年次別業務推進計画（案）

第 3 号議案 令和 6 年度全国高等学校総合体育大会
佐賀県準備委員会専門委員会への付託事項（案）

4 閉 会

令和6年度全国高等学校総合体育大会北部九州ブロック開催基本方針

1 開催のねらい

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

北部九州ブロック（福岡県・佐賀県・長崎県・大分県）開催に当たっては、北部九州4県で連携・協働し、各県民の理解と協力のもと、高校生の積極的な活動を通して、「一人一人の高校生が主役となる」大会を目指すとともに、各県の未来を拓く人材育成と地域活性化の推進を図る。

2 基本方針

(1) 競技力の向上とスポーツの推進

本大会の開催を契機に、中・高校生の競技力向上に取り組むとともに、本大会に向けて様々な場面で活躍する高校生の姿や、ひたむきに競技に挑む高校生の姿を通じて、各県民に夢や感動を与えることにより、スポーツへの関心を高め、北部九州4県の一層のスポーツ推進を図る。

(2) 連携・協働の強化

北部九州4県及び各県内の関係機関・団体等が緊密に連携・協働することを通して、それぞれの有する機能・特色を最大限に発揮し、大会の開催準備・運営に万全を期す。

(3) 高校生活動の展開

高校生活動を教育活動の一環として積極的に捉え、高校生が大会開催に「支える」立場から携わることにより、豊かな人間関係を築くとともに、感動や達成感を味わうことができる活動を推進する。

(4) おもてなしと地域の魅力発信

全国から訪れる人々をまごころのこもった温かい「おもてなしの心」でお迎えするとともに、本大会を通じて北部九州4県にある豊かな自然や文化・歴史的景観などの多様な魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進する。

(5) 効率的・効果的な大会運営

北部九州4県及び関係機関・団体等の相互協力のもと、大会を支える組織や設備等、人的・物的資源を最大限に有効活用し、簡素で効率的・効果的な大会運営に努める。

報告事項2

令和6年度全国高等学校総合体育大会

「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案」

○最優秀賞作品

〈大会愛称〉

ありがとうを強さに変えて 北部九州総体 2024

作者：大分県立大分南高等学校 1年 仲野 てん

〔作品の説明〕

コロナなどで色々なことが制限されてきました。それでも今、こうして大会を開催してくれた人、これまでに自分を支えてくれた人に感謝し、それを強さに変え全力で戦い抜くという意味を込めました。

〈スローガン〉

駆け上げられ夢の舞台へ 燃え上げられ若人の魂

作者：佐賀県立三養基高等学校 2年 古賀 元也

〔作品の説明〕

高校総体という夢の舞台に立つ人へエールと、その夢舞台へと突っ走る高校生の情熱を表現しました。

〈シンボルマーク〉



2024

作者：長崎県立長崎工業高等学校 2年 横尾 美優莉

〔作品の説明〕

全体の形や散りばめられているお花は、ナスタチウムというお花をイメージしていて、花言葉が勝利なので、勝利に向かって進んでいけるようにと思いこの花にしました。カラフルな色は、様々な競技を表しています。

〈総合ポスター図案〉



作者：福岡県立太宰府高等学校 1年 近藤 優羽

〔作品の説明〕

勝利に向かって全力で走り、たすきを表した綱はスポーツと人の心とのつながりを意識して描いています。希望や夢を表す光や、青春のさわやかさや明るさが伝わるような配色にしました。

○入選者一覧（網掛けは本県関係の入選者。学年は作成当時〔令和3年度〕）

〈大会愛称〉

	学校名	学年	作者名
最優秀賞	大分県立大分南高等学校	1年	仲野 てん
優秀賞	佐賀県立牛津高等学校	3年	深川 君枝
佳作	福岡県立宗像中学校	2年	岸村 沙知
	長崎県立諫早高等学校	2年	東 優菜

◆ 深川氏の作品 「スポーツでつなぐ 栄光の虹(はし) 北部九州総体2024」

〈スローガン〉

	学校名	学年	作者名
最優秀賞	佐賀県立三養基高等学校	2年	古賀 元也
優秀賞	東九州龍谷高等学校	3年	永松 一花
佳作	福岡県立門司学園高等学校	2年	吉村 真琴
	長崎県立佐世保西高等学校	1年	山中 りな

〈シンボルマーク〉

	学校名	学年	作者名
最優秀賞	長崎県立長崎工業高等学校	2年	横尾美優莉
優秀賞	佐賀県立有田工業高等学校	2年	樋渡 夕葉
佳作	福岡県立太宰府高等学校	1年	北島すみれ
	大分県立鶴崎工業高等学校	3年	田中 悟

◆ 樋渡氏の作品



〈総合ポスター図案〉

	学校名	学年	作者名
最優秀賞	福岡県立太宰府高等学校	1年	近藤 優羽
優秀賞	大分県立芸術緑丘高等学校	2年	倉富 花音
佳作	学校法人佐賀清和学園 佐賀清和高等学校	2年	山信 美咲
	長崎県立波佐見高等学校	2年	川崎 穂波

◆ 山信氏の作品



○参考

〈応募総数〉

(単位：点)

部 門	合 計
大会愛称	1, 3 2 8
スローガン	2, 3 5 3
シンボルマーク	6 2 1
総合ポスター図案	2 6 2
合 計	4, 5 6 4

令和6年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会 日程・競技会場の調整状況

報告事項3

<競技別>

開催競技 (会場地)	競技会場候補	7											8																		
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
バドミントン (佐賀市) (吉野ヶ里町)	SAGAサンライズパーク												◆																		
	SAGAアリーナ メインアリーナ							○																							
	SAGAサンライズパーク																														
	SAGAアリーナ サブアリーナ																														
	SAGAサンライズパーク																														
	SAGAプラザ大競技場																														
佐賀市立諸富文化体育館																															
吉野ヶ里町文化体育館																															
フェンシング (佐賀市)	SAGAサンライズパーク	○																													
	SAGAアリーナ メインアリーナ																														
	SAGAサンライズパーク																														
	SAGAアリーナ メインアリーナ																														
レスリング (嬉野市)	嬉野市中央体育館																														
	SAGAサンライズパーク																														
	SAGAプラザ大競技場																														
水泳(競泳) (佐賀市)	SAGAサンライズパーク																														
	SAGAアーク																														

○：競技種目別開会式

■：競技種目別開会式後競技

●：競技

◆：競技終了後閉会式

＜施設別＞

競技会場候補	7							8																								
	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ メインアリーナ	○	●	●	●	◆			○	●	●	●	◆				○	●	●	●	●	◆											
SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ サブアリーナ									●	●	●																					
SAGAサンライズパーク SAGAプラザ 大競技場				■	●	◆			●	●	●																					
SAGAサンライズパーク SAGAアーク							少林寺拳法																				■	●	●	◆		
吉野ヶ里町文化体育館									●	●	●																					
佐賀市立諸富文化体育館									●	●	●																					
嬉野市中央体育館									■	●	●	◆																				

○：競技種目別開会式

■：競技種目別開会式後競技

●：競技

◆：競技終了後閉会式

令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県開催基本構想（案）

第1 基本的事項

1 目的

令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）は、令和6年度全国高等学校総合体育大会北部九州ブロック開催基本方針（以下「開催基本方針」という。）に則り、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

本県での開催に当たっては、全国から来県される多くの方々を、温かいおもてなしでお迎えすることにより、全ての参加者の心に残る大会となるよう努める。また、「SAGA2024」との繋がりを意識するとともに、スポーツのチカラを活かした人づくり、地域づくりを進めるSAGAスポーツピラミッド（SSP）構想の推進に資する大会を目指す。

2 大会期間

夏季大会は、原則として8月1日から12日まで、及び16日から20日までの間に開催する。（本県においては、競技会場の利用状況等を考慮し、会期前開催も検討する。）

3 競技種目及び会場地

競技種目	会場地	競技種目	会場地
水泳（競泳）	佐賀市	ボクシング	佐賀市
バドミントン	佐賀市、吉野ヶ里町	フェンシング	佐賀市
レスリング	嬉野市	少林寺拳法	佐賀市

4 準備・運営体制

(1) 佐賀県実行委員会*

大会の総括的な準備及び運営に当たるため、佐賀県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）を設置し、その推進に努める。

(2) 佐賀県高等学校体育連盟

佐賀県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）は、関係機関・団体等との密接な連携・協力のもと、円滑な競技運営に努めるとともに、大会における県内高校生の積極的な活動の展開に努める。

5 経費

大会の準備及び運営に必要な経費は、国庫補助金、佐賀県負担金、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）負担金、助成金、参加料及び協賛金等を充てる。

第2 競技種目別大会

1 趣旨

競技種目別大会は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下「開催基準要項」という。）に依拠するとともに、開催基本方針に基づき、全国高体連競技専門部、県高体連、佐賀県競技団体（以下「県競技団体」という。）、県実行委員会が連携・協働を図りながら、効率的な大会運営

* 佐賀県実行委員会が設立されるまでの間、本開催基本構想において「実行委員会」とあるのは、「準備委員会」と読み替えるものとする。

を目指す。

また、「SAGA2024」の開催を見据え、関係市町等と緊密に連携を図る。

2 競技会場・練習会場等

- (1) 競技会場及び練習会場として使用する施設・設備は、既存のものを有効に活用する。また、練習会場は、原則として、学校の施設等を活用することとし、必要最小限にとどめる。
- (2) 施設・設備の仮設については、競技特性及び安全面に配慮し、必要最小限にとどめ、競技運営に支障がないよう計画的な整備に努める。

3 競技用具・備品

- (1) 競技用具・備品（以下「競技用具等」という。）については、県及び県競技団体等が所有しているものを活用する。原則として新たな競技用具等の購入は行わない。
- (2) 競技用具等に不足が生じた場合は、原則として県内市町や九州各県が所有する競技用具等の借用に努める。なお、県内市町や九州各県の所有する競技用具等で賄えない場合は、可能な限り近隣県からの借用に努める。
- (3) 上記(1)(2)により調達しても、不足する競技用具等については、県実行委員会が、関係機関・団体等と別途対応について協議する。

4 競技・運営役員等の編成

- (1) 競技・運営役員及び競技・運営補助員（以下「競技・運営役員等」という。）の編成については、県実行委員会が全国高体連競技専門部、関係中央競技団体、県高体連競技専門部及び県競技団体と十分協議した上で実施する。
- (2) 競技・運営役員等は、原則として県内関係者で編成し、必要最小限の人数で最大の効果を上げるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技運営上、県外関係者に協力を要請しなければならない場合は、九州各県の関係者で編成する。なお、九州各県の関係者で賄えない場合は、近隣県の関係者を優先する。
- (4) 編成に当たっては、学校関係者の協力が得られるよう配慮する。また、高校生活動の場ともなるよう計画する。

5 競技・運営役員等の養成

- (1) 競技役員及び競技補助員の養成については、県高体連競技専門部及び県競技団体が主体となり、県実行委員会と連携を図り、計画的に実施する。
- (2) 運営役員及び運営補助員の養成については、県実行委員会が主体となり、県高体連及び県競技団体と連携を図り、計画的に実施する。

6 開・閉会式

開催基準要項に基づいて実施する競技種目別大会の開・閉会式は、華美とならないよう簡素化に努める。

7 経費

競技種目別大会の運営経費については、県実行委員会が県高体連競技専門部と十分協議した上で決定する。

第3 広報

1 趣旨

大会の開催に当たり、高校生をはじめ広く県民の理解と協力のもと、全国から訪れる関係者を温かく迎え、高校生最大のスポーツの祭典にふさわしい大会とするため、各種の広報媒体を活用し、積極的かつ効果的な広報活動を展開する。

なお、広報活動の展開に当たっては、対象と目的に応じて、時機と手段を適切に選択し、効果

的な広報を行う。

2 主な対象と目的

(1) 県内中学校・高等学校関係者

地元で開催される大会への出場意欲を高めるとともに、高校生が主体的に大会を盛り上げ、準備やおもてなしに取り組む気運を高める。

(2) 県内スポーツ関係者

それぞれの立場から、広く大会開催への理解と協力を得る。

(3) 県民

S S P構想の理念のもと、広く県民に大会を周知し、来県者に対するまごころのこもった心温まるおもてなしや高校生の活躍に対する応援を通して県民のスポーツへの関心を高め、健康増進や体力向上など県民の生涯を通じたスポーツの普及・推進を図る。

(4) 他県からの来県者

佐賀県での開催をPRし、多くの人に来県してもらおうとともに、佐賀県が誇る素晴らしい魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進する機会とする。

3 主要事業

前項に示した対象に対する広報目的を達成するため、次の事業を行う。事業を行うに当たっては、高校生活動の一環として、高校生が積極的な活動を行うことができるよう配慮する。

(1) 大会の広報

ア 大会愛称等の制定及び普及

イ 印刷物、刊行物、屋外広告物、広報グッズ及び各種メディア等による広報

ウ 催事等による広報

エ 高校生活動による広報

(2) 県及び会場地に関する観光情報等の提供

第4 報道対応

1 趣旨

大会の開催に当たり、競技記録を収集し、競技結果を報道機関及び大会関係団体等へ正確かつ迅速に提供するとともに、円滑な報道活動が行われるよう、必要な連絡調整を行い、大会報道取材の便宜を図る。

2 報道協議会との連携

報道に関する連絡調整等を行い、報道事業の円滑な運営を図るため、報道関係者による報道協議会（福岡県内設置予定）と連携を図る。

3 記録センター等との連携

競技記録の収集及び競技結果の提供等、報道事業の円滑な運営を図るため、福岡県に設置する記録センター及びプレスセンターと連携を図る。

第5 宿泊対策

1 趣旨

大会に参加する都道府県の本部役員、選手、監督、大会役員、競技・運営役員、競技・運営補助員、視察員、報道関係者等（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者が十分休養できるよう快適かつ安全な宿舎の提供に努める。

2 関係機関等との連携

宿泊対策については、県実行委員会及び関係機関・団体等が連携を図り行う。

- 3 宿舎の確保
大会参加者の宿舎については、可能な限り競技会場に近い宿泊施設の確保に努める。
- 4 配宿の基準
配宿に当たっては、競技会場及び練習会場までの交通の便等を考慮し配宿する。
- 5 宿泊料金
宿泊料金については、全国高等学校総合体育大会中央委員会で決定した料金とする。
- 6 配宿センター
大会参加者の配宿を広域的に行うため、配宿センターを設置する。
- 7 食事
食事については、衛生的で品質及び栄養バランス等を十分考慮するとともに、佐賀らしい献立となるよう努める。
- 8 宿舎の環境整備
配宿業務事業者には、宿泊施設に対して安全で快適な環境づくりに努めるよう指導することを求めるとともに、風紀上又は衛生上支障があると認められる宿泊施設には配宿させないものとする。

第6 保健医療対策

- 1 趣 旨
大会参加者及び一般観覧者の保健医療については、良好な条件のもとに競技、運営、取材及び観覧ができるよう、医療救護、環境衛生及び食品衛生等の対策に万全を期す。
- 2 関係機関との連携
保健医療については、県実行委員会が関係機関・団体等の協力を得て行う。
- 3 医療救護対策
県実行委員会は、競技会場及び練習会場における大会参加者及び一般観覧者の傷病発生に対し、適切な措置がとれるよう努める。
- 4 環境衛生対策
県実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者に清潔で良好な環境を提供するため、大会で利用する施設及びこれらの周辺における環境浄化に努める。また、基本的な感染症の予防策の基礎知識やそれに基づく行動などの周知を行い、関係者の知識を高めるとともに、競技会場、練習会場等での必要な感染予防策を講ずる。
- 5 食品衛生対策
県実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の食品や飲料水等に起因する事故を未然に防ぐよう努める。

第7 輸送交通対策

- 1 趣 旨
大会参加者及び一般観覧者の輸送交通については、関係機関・団体等と連携を図りながら道路及び交通状況を十分考慮の上、安全で円滑な輸送に努める。

2 競技種目別大会の輸送交通対策

- (1) 競技種目別大会の輸送交通計画の策定及び実施については、県実行委員会が行う。
- (2) 競技種目別大会会場及びその周辺における安全で円滑な交通を確保するため、県実行委員会は、関係機関・団体等と連携を図り、必要な交通対策を講ずる。

3 輸送交通の案内

大会期間中の輸送方法及び交通整理等については、各種媒体による広報活動を通して大会関係者及び県民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて案内所や案内表示板を設置し、交通混雑の緩和及び車両の的確な誘導に努める。

第8 警備防災対策

1 趣 旨

大会における警備・防災対策については、関係機関・団体等と連携を図りながら、大会の安全かつ円滑な運営に努める。

2 競技種目別大会の警備防災対策

各競技会場、練習会場及び宿泊地における警備防災計画の策定及び実施については、県実行委員会が関係機関・団体等と連携を図りながら行うものとする。

(1) 警備業務

- ア 一般観覧者等の整理・誘導及び事故防止
- イ 会場内外の関係付属物件の保安・警備
- ウ 事故発生時の避難誘導及び緊急車両の出動に伴う整理・誘導
- エ 会場周辺の警備及び犯罪の防止
- オ その他必要な業務

(2) 防災業務

- ア 屋内外の火気の取扱い指導及び火災の防止
- イ 危険物等の取扱い指導
- ウ 避難通路及び避難口の確保
- エ 災害時の避難誘導の計画
- オ その他必要な業務

3 大会期間中における危機管理対策

大会期間を通して、大規模災害等緊急事案が発生した場合の対応については、県実行委員会及び関係機関・団体等が緊密に連携を図り、迅速かつ的確な対応を講ずる。

第9 高校生活動

1 趣 旨

大会においては、競技に出場「する」高校生のみならず、「支える」の観点から、高校生が積極的に大会の成功に向けて取り組む姿を全国にアピールする舞台となるよう、高校生の活動を推進する。活動に当たっては、地元の高校生が企画・準備・運営に自らの創意工夫をもって取り組めるよう、県実行委員会及び県高体連が多様な活動の場を提供し、関係機関・団体等と連携を図り、推進するものとする。

2 活動体制

高校生の活動を推進するため、「佐賀県高校生活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を組織する。推進委員会は県内高校生で構成し、広報活動、競技運営等を担当する。活動は、高校生の自主的な発意によるもの他、県実行委員会からの要請に基づいて行うものとする。

3 主要事業

(1) 広報・おもてなし活動

広報活動、各学校への啓発活動、総合案内所設置及び運営、歓迎活動、記念品製作、観光地紹介、地元物産PRなど

(2) 運営補助（各競技種目別大会）

各競技種目別大会運営補助など

(3) 草花装飾・環境美化活動

各競技会場及び会場周辺や、事前イベントその他、PR活動として適した場所における装飾用草花の栽培育成・試験栽培・草花アレンジ、会場周辺美化活動など



佐賀県高等学校体育連盟
マスコットキャラクター
かちまる

令和6年度 全国高等学校総合体育大会佐賀県開催年次別業務推進計画(案)

	令和4年度(2年前)	令和5年度(1年前)	令和6年度(開催年)
	◎ 保健体育課北部九州総体準備担当設置	◎ 全国高校総体推進室(仮称)設置	◎ 全国高校総体推進室(仮称)
総務・企画関係業務	○ 準備委員会の設置・開催 ○ 開催基本構想策定 ○ 総務・企画関係年次別業務推進計画策定 ○ 会場市町との連絡調整等	○ 実行委員会の設置・開催 ○ 大会運営予算編成 ○ 大会役員編成	○ 実行委員会の開催
	○ 競技種目別大会会場地市町選定・決定 ○ 北部九州4県開催県との連絡調整 ○ 全国高体連との連絡調整	○ 売店設置運営要領の策定及び設置計画	○ 売店募集、選定
広報・報道関係業務	○ 広報・報道関係年次別業務推進計画策定 ○ 広報・報道基本方針策定 ○ 大会愛称等佐賀県受賞者表彰式開催 ○ 総合ポスター作成・配布 ○ ホームページ開設検討 ○ 総体ニュース第1号作成(佐賀県) ○ 高校生活動推進組織の検討	○ 300日前イベント開催 ○ 競技種目別大会ポスター作成・配布 ○ 報道協議会設置 ○ 高体連マーク等の使用申請受付・承認 ○ 総合案内所設置要項作成 ○ ホームページ開設・運営 ○ 総体ニュース第2号作成(長崎県)第3号作成(大分県) ○ 報道のしおり編集方針策定(福岡県) ○ 高校生活動推進組織の設置・高校生活動の実施	○ 100日前イベント開催 ○ 参加章作成・配布(長崎県) ○ 報道協議会開催 ○ 入賞メダル作成・配布(大分県) ○ 総合案内所設置・運営 ○ ホームページの運営 ○ 総体ニュース第4号作成(福岡県) ○ 報道のしおり作成・配布(福岡県) ○ 高校生活動の実施
	○ 競技関係年次別業務推進計画策定 ○ 競技種目別大会実施要項作成基準の検討・作成 ○ 競技開催日検討・調整・決定 ○ 競技会場・練習会場の選定及び運用計画検討 ○ 競技種目別大会運営基本方針策定 ○ 競技役員等編成基準・実施計画作成 ○ 競技役員・運営役員及び補助員編成(第1次) ○ 競技種目別大会運営費試算	○ 競技種目別大会実施要項作成 ○ 競技種目別大会プログラム編成要領作成 ○ 競技記録全体計画、収集計画作成 ○ 競技会場・練習会場決定 ○ 競技会場・練習会場運用計画決定 ○ 競技会場・練習会場施設一覧作成 ○ 全国高体連専門部会場地視察実施 ○ 競技用具配備計画作成 ○ 競技役員等養成事業実施 ○ 競技役員・運営役員及び補助員編成(第2次) ○ 競技運営、開・閉会式、組合せ抽選会計画作成	○ 競技種目別大会プログラム作成 ○ 競技種目別大会記録報告書作成 ○ 施設使用申請 ○ 競技用具借用・配備、返却 ○ 競技役員・運営役員及び補助員編成(最終)、委嘱
宿泊・衛生関係業務	○ 宿泊・衛生関係年次別業務推進計画策定 ○ 宿泊・衛生対策基本方針策定 ○ 標準献立基本方針策定 ○ 環境・食品衛生対策要項作成 ○ 保健医療対策基本方針策定 ○ 医療救護要項作成	○ 宿泊計画の作成 ○ 配宿センター設置 ○ 宿泊要項作成 ○ 宿泊料金決定 ○ 参考献立作成 ○ 環境・食品衛生対策実施要項作成 ○ 弁当調達要項作成 ○ 弁当調整業者決定 ○ 医療救護実施要項作成	○ 宿泊・弁当業務説明会 ○ 宿泊申込配布 ○ 配宿計画、本配宿 ○ 食品衛生対策講習会等の開催 ○ 環境・食品衛生の普及、広報活動 ○ 弁当調達 ○ 医師会等との連絡調整、救護所等の設置
	○ 輸送・警備関係年次別業務推進計画策定 ○ 輸送・警備対策基本方針策定	○ 輸送交通対策要項作成 ○ 利用交通手段調査 ○ 警備対策要項作成 ○ 防災危機管理対策要項作成	○ 交通案内等ポスター作成 ○ 駐車場案内板等設置 ○ 交通整理・駐車場要員の編成・指導・実施 ○ 警備要員の編成・指導・実施

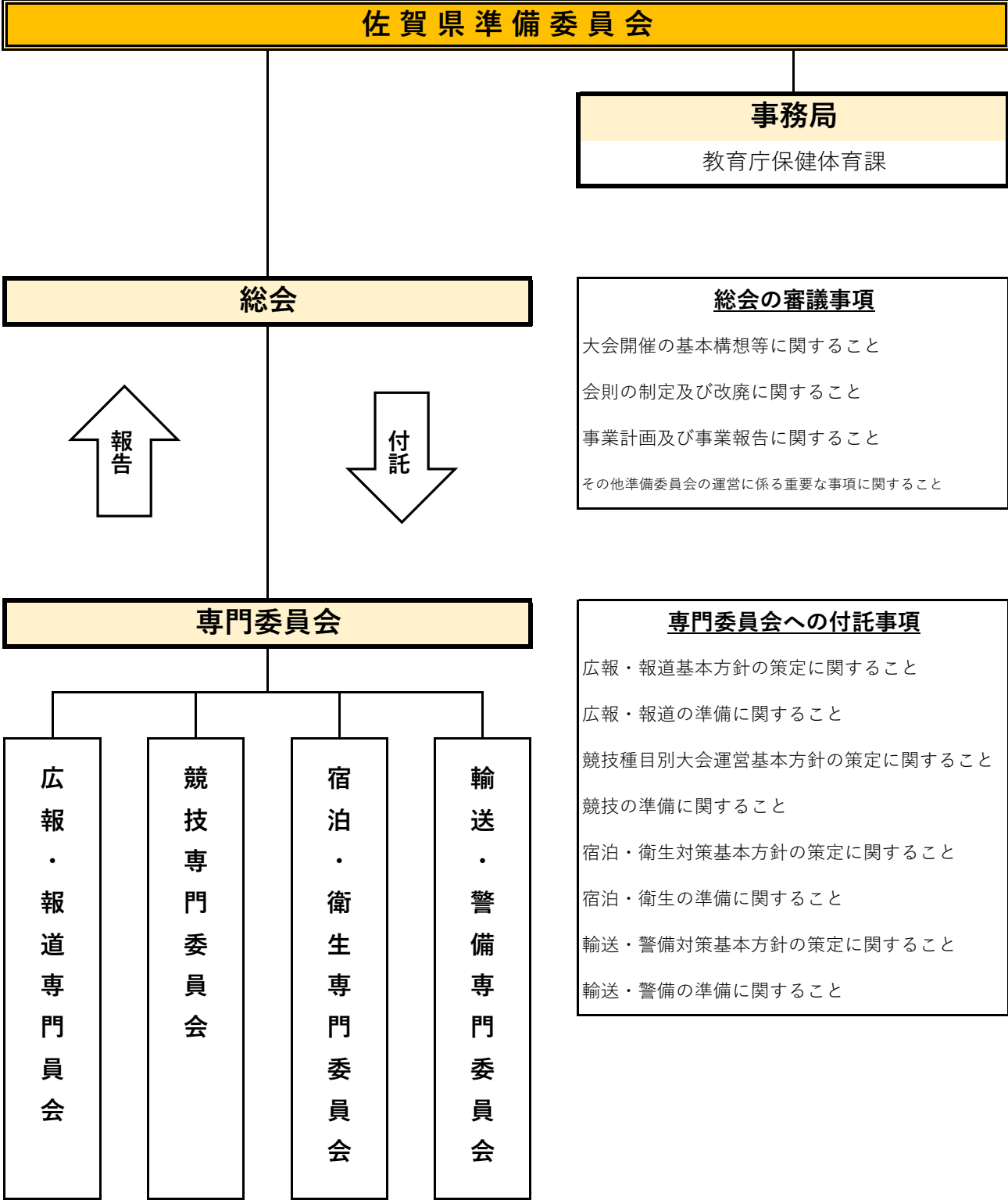
〈注〉開催年次別業務推進計画は業務の進捗状況に応じて、適宜、修正・変更を加えることがある

令和6年度全国高等学校総合体育大会
佐賀県準備委員会専門委員会への付託事項（案）

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備委員会会則第10条第2項の規定に基づく総会から専門委員会への付託事項は、次のとおりとする。

1. 広報・報道基本方針の策定に関する事。
2. 広報・報道の準備に関する事。
3. 競技種目別大会運営基本方針の策定に関する事。
4. 競技の準備に関する事。
5. 宿泊・衛生対策基本方針の策定に関する事。
6. 宿泊・衛生の準備に関する事。
7. 輸送・警備対策基本方針の策定に関する事。
8. 輸送・警備の準備に関する事。

佐賀県準備委員会組織体制図(案)



參考資料

全国高等学校総合体育大会開催基準要項

1 総 則

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）は、全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2 目 的

大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

3 主 催

(1) 大会の主催は、本連盟、開催地都道府県、同教育委員会及び関係中央競技団体とする。

夏季大会は、開催ブロック都道府県及び固定開催競技種目開催県とする。（総合ポスター等に記載する）

(2) 競技種目別大会については、上記(1)の他に会場地市町村及び同教育委員会を加えることができる。

なお、協賛企業獲得業務を担当する企業に共催名義の使用を認める。

4 後 援

(1) 大会の後援は、スポーツ庁・(公財)日本スポーツ協会及び日本放送協会とする。

(2) 競技種目別大会については、上記(1)の他に開催地都道府県スポーツ（体育）協会及び会場地市町村スポーツ（体育）協会等を加えることができる。

5 主 管

競技種目別大会の主管は、本連盟当該専門部、開催地都道府県高等学校体育連盟及び関係都道府県競技団体とする。

6 協 賛

大会の協賛は、本連盟が別に定める「全国高等学校総合体育大会協賛要項」「全国高等学校総合体育大会競技種目別協賛要項」及び「スポンサーシッププログラムによる協賛要項」による。

7 大会開催の順序と地域区分

(1) 大会は毎年、夏季・冬季に分けて開催する。

(2) 夏季大会の開催地は、本連盟の定める3地域（東・中・西）ごとに、ブロックの輪番を原則として決定する。

但し、地域・ブロックの順序決定にあたっては、地域内のブロック数及び都道府県数のバランスを考慮する。

(3) 冬季大会の開催地は冬季総体検討プロジェクトで協議のうえ、競技種目毎に決定する。

(4) 夏季大会は東、中及び西の地域内の順序で開催し、地域内においてもブロックの輪番を原則とする。

なお、東、中及び西の地域並びにブロックの区分は、別表のとおりとする。但し、冬季大会については適用しない。

【別表】	地 域	ブロック	都 道 府 県
	東	北海道 東 北 関 東	北海道 (北)青森・岩手・秋田/(南)宮城・山形・福島 (北)茨城・栃木・群馬・埼玉/(南)千葉・東京・神奈川・山梨
	中	北信越 東 海 近 畿	新潟・富山・石川・福井・長野 岐阜・静岡・愛知・三重 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
	西	中 国 四 国 九 州	鳥取・島根・岡山・広島・山口 徳島・香川・愛媛・高知 (北部)福岡・佐賀・長崎・大分/(南部)熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

8 大会開催地の決定（夏季大会・冬季大会共通）

- (1) 本連盟は、開催ブロック高等学校体育連盟と連携し、開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と調整を図り、大会開催5年前までに、それぞれに文書で開催を依頼する。
- (2) 依頼を受けた都道府県高等学校体育連盟は、ブロック内の各都道府県高等学校体育連盟と緊密な連絡調整のうえ、開催地都道府県教育委員会と連署で、原則として大会開催年度の4年前の4月1日から8月末日までの間に本連盟会長宛に開催承諾書（別紙様式1）を提出する。
- (3) 大会開催地の決定について重大な自然災害等の不測の事態が生じた場合には、開催都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と本連盟が別途協議する。
- (4) 開催承諾書の受理をもって大会開催地の決定とする。開催承諾書の受理後、速やかに会長より決定通知書を交付する。
- (5) 開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟は、大会開催に向け、連絡協議会を設置し、相互の連絡・調整を図る。但し、固定開催競技種目開催県が開催ブロック内に無い場合は、連絡協議会メンバーから除く。（必要に応じて出席を要請できる）また、互選により「幹事都道府県」を定める。なお、「幹事都道府県」は、開催ブロック都道府県をとりまとめ、連絡協議会の円滑な運営にあたるものとする。

9 大会開催時期及び期間

- (1) 夏季大会の開催は8月1日から12日まで及び16日から20日までの間を原則とする。
- (2) 冬季大会の開催は12月下旬から2月までの間を原則とする。
- (3) 競技種目別大会の期間は4日以内を原則とする。ただし、4日を超える場合は、全国高等学校総合体育大会中央委員会（以下「総体中央委員会」という）の承認を得なければならない。
- (4) 国民の祝日等に関係職員に対し勤務を命じることのできない開催都道府県においては、実行委員会がこれらの状況を踏まえ、開催時期及び期間を設定する。

10 大会の内容

- (1) 競技は次のとおりとする。

ア. 夏季大会（30 競技）

陸上競技・体操・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・ハンドボール・サッカー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・ボート・剣道・レスリング・弓道・テニス・登山・自転車競技・ボクシング・ホッケー・ウエイトリフティング・ヨット・フェンシング・空手道・アーチェリー・なぎなた・カヌー・少林寺拳法

※ヨットについては、平成27～36年度の間、和歌山県にて固定開催とする。

イ. 冬季大会（4 競技）

スキー・スケート・駅伝競走・ラグビーフットボール

※駅伝競走については京都府、ラグビーフットボールについては大阪府にて固定開催とする。

- (2) 競技種目別大会は学校対抗戦を原則とするが、個人戦も実施することができる。
- (3) 競技種目別大会の参加人員は、総体中央委員会で決定する。
- (4) 競技種目別大会の競技会場及び競技用備品・用具については、「全国高等学校総合体育大会開催に係る申し合わせ事項」に基づき、開催地都道府県実行委員会が本連盟専門部と協議し決定する。
- (5) 大会期間中には、大会開催に必要な会議及び直接大会と関わりのある会議のみ開催することができる。
但し、直接大会と関わりのない会議を行う場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。その他の会議の開催は大会運営費と関わりのないものとする。

11 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出る。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

12 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。
但し、休学中、留学中の生徒を除く。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。但し、都道府県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、___年4月2日以降に生まれたものとする。（___部分の数字は開催当該年度-19となる）
但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）
大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 複数校合同チームの大会参加は認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年）のものは同一競技への参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。
大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
ア. 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、大会参加資格の別途に定める規程にしたがい大会参加を認める。

イ. 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規程】

1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加資格を認める条件

ア. 本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。

イ. 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ. 各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。

エ. 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア. 大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ. 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ. 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

13 大会役員

別に定める「大会役員編成基準表・競技種目別大会役員編成基準表」による。

14 高体連マーク、インターハイキャラクター等

(1) (公財)全国高等学校体育連盟「マーク」(以下「高体連マーク」という)は、昭和25年に制定された本連盟標章を使用するものとする。

(2) 高体連マーク、インターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマークは、本連盟の許可なくしてみだりに商品、商業広告、宣伝等に利用してはならない。

(3) 高体連マークの使用に関しては、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』による。

(4) インターハイキャラクター等の使用に関しては「インターハイキャラクター等使用規程」による。

15 競技種目別大会の運営

競技種目別大会の運営は、本連盟各競技専門部と関係中央競技団体、開催地都道府県実行委員会とが、密接な連絡をとりながらこれにあたる。

16 実行委員会

(1) 開催地都道府県は大会のために実行委員会を設置する。

(2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。

ア. 名称

- イ. 目的
 - ウ. 組織
 - エ. 役員
 - オ. 管掌内容
 - カ. 経理方法
 - キ. その他必要な事項
- (3) 実行委員会は、事務局を設ける。
- (4) 次の事項については、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- ア. 大会運営の予算及び決算
 - イ. 競技施設の計画
 - ウ. 総合開会式
 - エ. 宿泊要項・弁当調達要項（冬季大会のみ）
 - オ. 競技種目別大会実施要項
 - カ. その他総体中央委員会で必要と認める事項（医療要項、個人情報及び肖像権に関する取り扱い、諸経費(受益者負担)等）
- (5) 次の事項については会長の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- なお、会長は承認内容について総体中央委員会に報告する。
- ア. ブロック開催基本方針（固定競技種目開催規則(別途作成)）・各都道府県開催基本構想）
 - イ. 実行委員会規程・役員
 - ウ. 大会愛称・スローガン
 - エ. 図案（参加章・ポスター・シンボルマーク・入賞メダル）
 - オ. その他必要と認める事項
- (6) 高体連マーク・大会愛称・スローガン・シンボルマーク等の使用については、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』及び「インターハイキャラクター等使用規程」に基づき、「取り扱い規程」を作成し、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- (7) 開催地都道府県が必要と認める場合は、市町村に会場地市町村実行委員会を設置することができる。
- (8) 開催地都道府県実行委員会は大会終了後、できるだけ速やかに報告書を作成し、関係機関・団体に配付する。

17 競技種目別大会の実施要項

- (1) 大会で実施する競技種目については、本連盟各競技専門部と開催地都道府県実行委員会が協議の上、実施要項案を作成し、夏季・冬季大会とも、原則として大会開催前年度の8月末までに総体中央委員会に提出する。
- (2) 競技種目別大会の実施要項に記載する内容は次のとおりとする。作成にあたっては別紙「競技種目別大会実施要項作成基準」による。
- ア. 期日
 - イ. 会場
 - ウ. 競技種目
 - エ. 競技日程

- オ. 競技規則
- カ. 競技方法
- キ. 引率・監督
- ク. 参加資格
- ケ. 参加制限
- コ. 参加申込
- サ. 参加料
- シ. 表彰
- ス. 宿泊
- セ. 諸会議
- ソ. 組合せ
- タ. 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて
- チ. 連絡事項（その他）

- (3) 競技種目別大会の実施要項及び申込用紙は、夏季大会については4月20日、冬季大会については10月1日までに、開催ブロック各都道府県実行委員会より各都道府県高等学校体育連盟事務局宛に送付する。

18 参加申込み

- (1) 都道府県大会、または地域大会において選抜または選考されたものについて、都道府県高等学校体育連盟会長は当該校長と連署して所定の様式により定められた期限までに、会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）、その他実施要項に記載される宛先に都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに申込みものとする。
- (2) 申込み期限は総体中央委員会で決めるが、原則として開催日の4週間前とする。
- (3) 申込先等、申込みの詳細については、競技種目別大会実施要項の記載に従う。
- (4) 上記の申込み期限を過ぎた場合は参加できない。

19 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、総体中央委員会で決定する。
- (3) 参加料は会場地市町村実行委員会（会場地市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）に納入する。
- (4) 参加料は競技種目別大会運営費にあてる。
- (5) 参加料以外に大会運営費の一部を参加者から徴収する場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。

20 大会参加章（IDカード等）

- (1) 参加章は大会に参加する大会役員、競技役員、運営役員及び補助員と都道府県選手団本部役員、選手、監督及び報道員並びに会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）が必要と認めたものに支給する。
- (2) 参加章は大会参加を証するもので、当該競技会場に入場することができる。但し、開催地都道府県実行委員会は、会場の都合により入場に制限を加えることができる。
- (3) 参加章の意匠は毎年新しくし、各競技種目別大会同一とする。ただし、冬季大会についてはこの限りでない。

- (4) 参加章の意匠は開催ブロック都道府県実行委員会で検討し、本連盟会長の承認を得た後、実行委員会が作成する。
- (5) 開催地都道府県実行委員会は、必要に応じて共通参加章を作成・支給することができる。

21 大会の式典

- (1) 夏季大会の総合開会式は、開催ブロック都道府県実行委員会が選定した会場において、同実行委員会が指定した競技種目の選手・役員が参加し行う。なお、冬季大会の開会式は各会場で行う。
- (2) 夏季大会の総合開会式に参加した競技種目が特に必要と認める場合は、総体中央委員会の承認を得て、別に競技種目ごとの開会式を行うことができる。
- (3) 閉会式は原則として、それぞれの競技種目ごとの競技会場で行う。
- (4) 「総合開会式式典基準」は別に定める。

22 表彰

各競技種目とも、上位入賞校(者)に大会会長より賞状及びメダルを授与する。団体優勝校には、本連盟会長杯、文部科学大臣杯及び賞状を授与する。競技種目ごとの入賞数は、各競技種目別大会の実施要項に定める。

23 プログラム

- (1) プログラムは競技種目別大会プログラムとする。
- (2) 競技種目別大会プログラムには、商業広告を掲載することができる。掲載した広告料の収入は開催都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が収受する。なお、プログラム収入の会計処理については、開催都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が当たる。
- (3) プログラムは有料で頒布することを原則とする。ただし、次については無料とする。

ア. 競技別団体（関係種目のみ）	5部
イ. 競技役員（関係種目のみ）	1部
ウ. 都道府県高等学校体育連盟（全競技種目）	2部
エ. 競技種目別都道府県代表監督（関係種目のみ）	1部
オ. 参加校各校につき（団体関係種目のみ）	2部
カ. 報道関係者	申込人数の1/4
ただし単独競技取材社（関係種目のみ）	1部
キ. 本連盟（全競技種目）	40部

24 都道府県選手団役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員の編成は、各都道府県高等学校体育連盟が次の基準により編成する。
 - ア. 夏季大会は団長、副団長、総務併せて10名以内
 - イ. 冬季大会は団長、副団長、総務併せて5名以内
- (2) 都道府県選手団本部役員の参加申込みは、開催ブロック都道府県実行委員会に申し込まなければならない。

25 大会の経費

大会の準備並びに運営のための経費は国庫補助金、開催ブロック都道府県補助金・負担金、会場地市町村補助金・負担金、本連盟負担金、助成金、参加料、寄附金、協賛金等でまかなう。

26 宿 泊・弁 当

《夏季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員への配宿業務及び弁当調達業務は、本連盟が統括する配宿担当企業が準備し担当する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊・弁当調達要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込むものとする。
- (2) 開催地都道府県等実行委員会は本連盟及び配宿担当企業と連携して配宿・弁当調達業務にあたる。業務分担については別に定める。
- (3) 宿舎は、本連盟が統括する配宿担当企業と開催地都道府県内旅館組合等で協議の上、選定することとし、原則として旅館業法上の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所（以下「旅館等」という）の中から選定し、競技種目別大会参加者の宿舎は、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等を確保するものとする。競技会場地及びその周辺地域の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、地域の実情に応じて、公的宿泊施設等を確保するものとする。風紀上、衛生上又は防災上支障があると認められる宿舎は選定しないものとする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、少なくとも消防法の定める限度を下回ってはならない。
- (5) 宿泊料金及び弁当料金は本連盟と配宿担当企業が協議の上、予め開催地都道府県内旅館組合、弁当調達業者等と協定したものについて、大会開催の前年の8月末までに総体中央委員会に提出する。

なお、夏季大会における配宿センターの設置場所については、開催地都道府県実行委員会と本連盟が協議する。

《冬季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員の宿舎は、開催地都道府県実行委員会が準備し配宿する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込むものとする。
- (2) 夏季大会の(2)に準ずる。
- (3) 宿舎は、開催地都道府県実行委員会と同旅館組合等で協議の上選定する。
- (4) 夏季大会の(4)に準ずる。
- (5) 夏季大会の(5)に準ずる。

27 交 通

- (1) 競技会場への移動は公共交通機関の利用を原則とする。
- (2) 公共交通機関での移動が大会運営上支障があると判断される場合、開催ブロック都道府県・会場地市町村実行委員会は、できる限り大会参加者の集散及び競技会場への必要な交通上の便宜を計るものとする。
但し、シャトルバス等を運行する場合は、受益者負担を原則とする。
- (3) シャトルバス等を計画する場合は、大会ホームページ等に掲載するなど、参加者が利用時間、利用料金等を事前に把握できるよう情報提供に努める。

28 報道・記録処理

- (1) 開催ブロック都道府県は、開催期間中の記録センター及びプレスセンターを設置し、

その経費を負担する。

- (2) 報道員の範囲は新聞社、雑誌社、ラジオ、テレビ、ニュース映画社の所属社員で日本新聞協会、雑誌協会、写真記者協会、ニュース映画記者協会にそれぞれ加入している者及び主催者が許可したものに限る。
- (3) 報道員に開催地都道府県実行委員会で作成した報道員章（腕章・帽子・IDカード等）を貸与し、その報道員章によって各会場に入場し取材することができる。各会場では指定された場所で取材しなければならない。
- (4) 放送に関しては、本連盟と日本放送協会が締結した契約内容を優先する。
- (5) 記録処理業務は、本連盟が委託業者を選定し、その費用を負担する。
- (6) 開催ブロック幹事都道府県等実行委員会は本連盟及び委託業者と連携して記録処理業務にあたる。

29 肖像権

- (1) 肖像権の取扱いについては、本連盟が別途定める「肖像権等の取扱規程」による。
- (2) 開催ブロック、開催地都道府県実行委員会が定める「個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」を競技種目別大会実施要項及び競技別プログラムに掲載するとともに、競技会場に公示する。

30 入場料

総合開会式及び競技種目別大会の入場料徴収については、これを徴収することも可とする。徴収する際の料金等は、開催地都道府県実行委員会が関係機関と協議して設定し、総体中央委員会の承認を得なければならない。

31 緊急時の対応

緊急時の対応については、開催地都道府県実行委員会が別に定める。

32 高校生活動

開催地都道府県教育委員会と開催地都道府県高等学校体育連盟は、全国高等学校総合体育大会の開催の趣旨を踏まえ、地元高校生の多様な活躍の場を教育活動の一環として積極的にとらえ、広く関係団体とも連携を図り、意図的・計画的な活動として組織する。大綱を別に定める。

33 補 則

この大会開催基準要項に定めるもののほか、大会を開催し、運営するために必要な事項については、総体中央委員会において審議し、決定する。ただし、本連盟理事会での判断を求める必要のある事項と認めるときは、意見を付して理事会に提議しなければならない。

附 則

本要項は昭和 39 年度大会より発行する。

昭和 41 年 11 月 第一次改正

昭和 45 年 11 月 第二次改正

昭和 49 年 4 月 第三次改正

昭和 52 年 11 月	第四次改正	
昭和 55 年 11 月	第五次改正	
昭和 57 年 5 月	第六次改正	
昭和 63 年 5 月	第七次改正	
平成 5 年 5 月	第八次改正	
平成 5 年 11 月	第九次改正	
平成 8 年 11 月	第十次改正	[出場は同一競技 3 回まで] [外国人留学生もこれに準ずる]
平成 9 年 4 月	第十一次改正	[統廃合対象校の参加]
平成 9 年 11 月	第十二次改正	[4 月 2 日以降に生まれたもので、19 歳未満のもの]
平成 11 年 5 月	第十三次改正	[中国等帰国生徒]
平成 12 年 11 月	第十四次改正	[4 月 2 日以降に生まれたものとする]
平成 16 年 3 月	第十五次改正	[引率・監督 [中国等帰国生徒] [中央委員会承認事項] [会長承認事項] [交通] [中等教育学校] 他全体
平成 17 年 3 月	第十六次改正	[大会申請書の提出について] [大会の内容 (4)] [実行委員会 (4) 中央委員会の承認] [宿泊 (5) 宿泊料金の決定]
平成 18 年 12 月	第十七次改正	[大会開催地の決定]
平成 20 年 3 月	第十八次改正	[大会参加資格の改正]
平成 20 年 12 月	第十九次改正	[入場料について]
平成 21 年 5 月	第二十次改正	[大会参加資格] 72 条、115 条の改正
平成 22 年 3 月	第二十一次改正	[主催] の改正
平成 23 年 3 月	第二十二次改正	[決定主体明確化] [開催地の決定] 他
平成 24 年 9 月	第二十三次改正	[主催] 共催の追記、[大会参加資格] 休学・留学の扱い の追記、[宿泊] の改正
平成 25 年 4 月	第二十四次改正	[プログラム] の改正、[高校生活動] の追記、配宿センター・ 記録センター等の追記 (なお、この変更は、平成 26 年度か らの適用とする。但し、3 主催、15 競技種目別大会の運営、 24 都道府県選手団編成について改正は、平成 25 年度より 適用する。)
平成 25 年 9 月	第二十五次改正	[大会参加資格] の字句修正・追記
平成 28 年 5 月	第二十六次改正	ブロック開催に伴う字句修正、「後援」の改正、「宿泊・弁 当」の改正、「高体連マーク」にインターハイマスケットキャラ クター及びロゴマーク・エンブレムマークを追記、「肖像権」の追記 平成 28 年 6 月 1 日から施行
平成 30 年 5 月	第二十七次改正	[後援] の団体名改正、「大会開催時期及び期間」に追記、 [引率・監督] に追記、「高体連マーク・インターハイマスコ ットキャラクター等」の一部修正、「実行委員会」の一部修 正、「プログラム」の一部修正

『高校生活動』実施大綱

『高校生活動』は、全国高等学校総合体育大会（以下「インターハイ」という）の中で、これまで『一人一役活動』として大切に取組みされてきたものであり、競技とともにインターハイを形成する車の両輪である。

平成23年6月に制定されたスポーツ基本法及びそれに基づくスポーツ基本計画において『見るスポーツ・するスポーツ・支えるスポーツ』と示されるように、スポーツボランティアの位置づけも明確となった今日、インターハイがブロック開催となったことを機に、『高校生活動』の教育的意義を再確認するとともに、生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成する取り組みとして継続的に実践できるよう、大綱を定める。

- 1、【目的】インターハイ開催で地元高校生の取り組む多様な活躍の場を教育活動の一環として積極的にとらえ、生徒の達成感や成就感等の体験を通して、生徒の健全育成に資する。
- 2、【活動の内容】最終的には、直接的な活動が、競技種目別大会の開催市町村を中心とした学校となるとしても、事前の活動としては、インターハイ開催の告知・周知に向け、全県規模で取り組むとともに、高文連とのタイアップ等、運動部員でない生徒の係わり方も工夫する。
また、経費削減の観点から、取り組み方については、十分工夫する。
- 3、【組織】生徒の組織化、具体的な活動の指導に関することについては、開催地都道府県（教育委員会、実行委員会等）と、開催地都道府県高体連が協議し、意図的・計画的な活動として組織する。
- 4、【職務上の取扱】「高校生活動」の指導に係る教員の職務遂行に関しては、開催地都道府県に必要な文書の発出を依頼する。
- 5、【予算】開催地都道府県にはインターハイにおける教育的意義を改めて理解していただき、その活動に要する予算の確保を依頼する。

平成25年5月21日 制定

参考資料②

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県準備委員会 事務局名簿

令和4年7月22日現在

職名	氏名	所属・役職
事務局 長	松尾 広樹	佐賀県教育庁保健体育課 課長
事務局 次長	稲田 好治	佐賀県教育庁保健体育課 副課長
	笹谷留里子	佐賀県教育庁保健体育課 指導主幹
事務局 係長	山口 拓基	佐賀県教育庁保健体育課 北部九州総体準備担当 係長
事務局 員	田中 龍史	佐賀県教育庁保健体育課 北部九州総体準備担当 指導主事
	西岡 美帆	佐賀県教育庁保健体育課 北部九州総体準備担当 主任主査
	西川 隆剛	佐賀県教育庁保健体育課 北部九州総体準備担当 指導主事
	綾部 友洋	佐賀県教育庁保健体育課 北部九州総体準備担当 指導主事
	仁部 智之	佐賀県教育庁保健体育課 北部九州総体準備担当 指導主事
	田代 大貴	佐賀県教育庁保健体育課 北部九州総体準備担当 指導主事

(事務局所在地)

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁旧館2階

佐賀県教育庁保健体育課内

電話0952-25-7485 FAX0952-25-7477